

## 令和3年度第1回豊見城総合教育会議 会議録

日時 令和3年8月30日（月）午後3時から（定例教育委員会終了後）

場所 豊見城市役所4回第1会議室

### 総務課長

皆さんこんにちは、予定の時間となりましたので、始めさせていただきますと思います。本日はお忙しい中、令和3年度の第1回豊見城市総合教育会議に御出席いただき、ありがとうございます。1時半からの定例教育委員会に引き続きとなりますが、どうぞよろしく願いいたします。本日私、総務課森山の方で、進行をさせていただきますと思います。

まず初めに、配布の資料、確認をさせていただきます。まず、令和3年度第1回豊見城市総合教育会議と記された次第になります。もう一つが、市のサッカー協会から、市長及び教育長宛てに提出がされております「本市におけるサッカー場の利用及び整備について」という要望書、以上2枚が本日の配布資料となっております。御確認よろしく願いいたします。

本日の会議、議事録を取りまとめることを目的に、ICレコーダーにて録音させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

では、地方教育行政の組織及び運用に関する法律第1条の4第3項において、本会議は、地方公共団体の長が招集することとなっておりますので、これより先の進行は、市長の方をお願いしたいと思います。市長、よろしく願いいたします。

### 市長

皆さんこんにちは、先程の定例教育委員会会議、お疲れ様でした。それも踏まえまして、今回、お集まりいただきました令和3年度第1回豊見城市総合教育会議が開催されます。お忙しい中、お時間作っていただきまして、ありがとうございます。

今回、教育行政の推進等、議事が1件、豊見城市サッカー協会からの要望について、というふうにありますので、審議なさっていただいて、協議、調整を図りながら、進めていただければと思います。

議事進行に入る前に、傍聴の皆様方も来ていらっしゃると思いますので、少し注意をお願いしていきなすと思っています。私語、談笑、拍手等はお控えいただければと思います。また、事務局の方で、会議録の作成のために録音されておりますが、撮影、録音等のものも、こちらは控えさせていただきますので、御理解、御協力をよろしく願いしたいと思います。

## 議事 豊見城市サッカー協会からの要望について

市長

それでは、早速ではありますが、議事に入りたいと思います。議事に今回1件付与されている、「豊見城市サッカー協会からの要望について」とありますので、まず、教育長の方から説明をお願いしたいと思います。

教育長

豊見城市市長、山川仁様、豊見城市教育長、瀬長盛光様、豊見城市サッカー協会会長、上江洲正和様より、本市に対して、「本市におけるサッカー場の利用及び整備について」ということで、要望書が届いています。読み上げます。「日頃より、本市サッカー協会の事業について、ご理解とご協力くださり、感謝申し上げます。

本市サッカー協会は、与根体育施設（サッカー場）を本市唯一のサッカー専用施設として、幅広いカテゴリーにおいて利用し、サッカー競技の普及や競技力向上に取り組んできました。

そのような中、市陸上競技場をプロサッカー仕様の天然芝として整備していただき、プロサッカーチームのキャンプ誘致も行われたことにより、一層の盛り上がりを感じているところであります。

さて、本市サッカー協会としては、これまで市長への嘆願書や教育長への要請書により、考え方をお示ししてきましたが、議会答弁等を確認したところ、その内容に誤解があったと感じております。

については、上記状況及び教育委員との現地視察及び意見交換を踏まえ、改めて考え方及び要望事項を下記のとおり示します。

記、1、本市の与根地区の土地区画整理事業の進捗に沿って、与根体育施設（サッカー場）が廃止されることについては、十分に理解しています。

2、与根体育施設（サッカー場）に代わる新たなサッカー専用施設整備計画を早期に策定し、活動場所の確保を要請します。

3、与根体育施設（サッカー場）の廃止に伴う影響を最小化にするため、市陸上競技場の利用回数の増加、ナイター施設の整備及び与根漁港多目的広場におけるサッカー環境（人工芝等）の整備を要請します。」以上です。

市長

説明ありがとうございました。それでは、現在、市のサッカー協会の方か

ら、「本市におけるサッカー場の利用及び整備について」という内容で届きました、教育長が読んでいただきましたことについて、何か各委員の皆様方から御質問等ありましたら、挙手にてよろしく願いいたします。

はい、それでは、下條委員。

下條委員

すみません、前回出された豊見城市サッカー協会の方からの「与根体育施設のサッカー場について」というのは、4月28日付のものということで確認よろしいでしょうか。

市長

それでは事務局の方、回答お願いします。

生涯学習振興課長

はい、4月28日に、サッカー協会から教育長宛てに要請書が出されていて要望事項、出されています。そちらで間違いないです。

下條委員

その中で、2番のところに、「新たなサッカー専用施設整備の目途が立つまでは与根体育施設を使用させて欲しい。」ということでありましたけど、今回のものに関してみると、全く違うことになっております。これは一体どういうことで、このような形になっているのかがちょっと、説明いただければなと思います。

市長

それでは事務局の方、説明お願いいたします。

生涯学習振興課長

はい、今回の要請書の対応につきましては、まだ確認できてませんので、申し訳ございません、なぜかという部分について、答えられないというところ です。

市長

今、下條委員が話されてるのは、前回の4月28日付の要請書の中身と、今回出されたものの、記の2番の部分が変わってるじゃないか、という話なんですけど、その内容について、確認はまだ？

下條委員

これに基づいて多分、話されてきたと思うんですね、今までの会議に関しては。なので、確認されてないっていうところが、よく分からないというところがありますし、あと、何かこの、サッカー協会の方からこれ出されたもので間違いなかったんですか？

生涯学習振興課長

はい、4月28日のものについては、サッカー協会会長をとおして、以前の教育委員会の中において、サッカー協会会長から直接、話を聞きたいという意見がございましたので、急遽4月26日に、会長の方にお会いしまして、こういう内容ですけど出席できますか、ということで申し上げましたけども、ちょっと、職場との関係で出席できなかつたものですから、ただ、その内容について、要望書を作ってもらえませんかということで、お願いしまして、急遽出してもらったものが、4月28日付の要望書の方になります。

下條委員

4月26日にお願いして、28日に提出いただいた内容がこの書面ということで間違いがないということですね？

生涯学習振興課長

はい、4月28日の要望書でございます。

下條委員

そういうふうじゃあ、確認してよろしいでしょうか。分かりました。

市長

他に何かございますか？

大城委員

いいですか？

市長

どうぞ、大城委員。

大城委員

この要望書は、前とだいたい似てる、私は似てるんじゃないかなと思うんです。競技場の利用回数を増やすと、それからナイター施設を付ける、ライトを付けるとか、そういうことの要請、前もあつたと思うんだけどこれは、市としては、この整備に向けてやる方針なんですかね？

市長

はい、それでは事務局の方、説明をお願いします。

生涯学習振興課長

今、委員の方から言われてるのは3番目の陸上競技場の利用回数の増加とか、ナイター施設の整備ということでございます。利用回数については、現在、陸上競技場を、豊中を含め、利用していただいています。その利用回数を増やすことは可能であると考えてますので、調整していきたいというふうに思っております。

また、ナイター施設につきましては、現状はどうしても、明るさでいえば、競技をするには足りないというものがございますので、今後、また調整しながら、予算化できればいいかなというふうに思っております。

市長

よろしいですか？

大城委員

じゃあ。

市長

どうぞ。

大城委員

市としては、この要望書に沿って、要望書に沿ったことが可能だというふうに考えていいですね？予算的に。

市長

事務局答えられますか？

生涯学習振興課長

要望書は2通ございます。1つ目は、与根体育施設の廃止について理解し

ているということでございます。

2つ目につきましては、早期に新たなサッカー専用施設整備計画を策定してくださいと、というようなものでございます。また、活動場所の確保を要請してございます。こちらについても、内部で今、検討事項としておりますので、進めていければ、というふうに思っております。

3番目につきましては、先程の陸上競技場の利用回数の増加とか、ナイター施設の整備についてということでございます。

また、与根漁港多目的広場におけるサッカー環境の整備を、要請がございました。それにつきましても、こちらは我々の管理しているものではございませんけれども、協議、調整を行いながら、要望に沿った形でできるかどうかまた、検討させていただきたいというふうに思っております。

市長

どうぞ、下條委員。

下條委員

すいません、先程ちょっと、御質問させていただいた内容で、ちょっと違うんじゃないでしょうかというところがあったんですけど、その内容、4月28日の文書を受けて、今回8月6日に出されてるもので、「議会答弁等を確認したところ、その内容に誤解があった」ということのその部分が、それに当たるのかなというふうに考えます。それで、今回新しく提出されたものに関しましては、サッカー場が廃止されることについては十分理解している。それで、陸上競技場等をもっと、ナイター施設の整備とかを付けてくださいというふうに読み取れるんですけど、新しく出されたこの「本市におけるサッカー場の利用及び整備について」という内容の方を、今回新しく採用するというので、間違いないでしょうか。

市長

事務局。

生涯学習振興課長

はい、そのとおりでございます。

市長

それでは他に、何か事務局の方から補足説明ありますか？では総務企画部長、お願いします。

総務企画部長

8月6日のサッカー協会の内容につきましては、市長部局としても、前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。当面、サッカーの方について対応できる部分、例えば3番目の与根漁港の多目的広場の条件整備等々、9月補正の方で考えております。

市長

その他ございますか。よろしいでしょうか。サッカー協会からの整備の要請書については、よろしいでしょうか。特に御意見ないようですので、以上で今回、協議、調整となる「本市におけるサッカー場の利用及び整備について」の市サッカー協会からの議題については、閉めさせていただきたいと思っております。

その他

市長

それでは、議事が終わりましたので、その他の報告事項を、担当の方より受けたいと思っておりますが、報告が3件あるようですので、一括して担当の方から報告お願いしたいと思っております。それでは事務局、どうぞ、お願いします。

生涯学習振興課長

はい、その他報告として、説明させていただきます。3件ございます。まず、1点目、財産の引継ぎについて、2点目、管理費等の流用について、を、関連しますので、この2点の方から先に説明させていただきたいと思っております。

与根体育施設に係る管理費等の課題整理について、でございます。与根体育施設の管理業務等の管理費用につきましては、令和3年度当初予算においては予算措置しておりませんでした。公の施設として存続する与根体育施設につきまして、良好な管理運営をするため、様々な観点から慎重に検討する必要がありましたので、令和3年7月20日の定例教育委員会におきまして、「今後の与根体育施設の良好な管理運営と市民利用者へのサービス提供に支障のないよう、市長部局と十分な協議、調整を行い、必要な予算を確保すること。」という議決がなされたことから、教育委員会と市長部局において協議、調整を行い、課題を抽出し、行政実務として整理をしております。

課題については2点ございました。1点目の、普通財産、旧野球場の残地です、の所管換えの手続きについて、でございます。教育委員会においては、旧野球場敷地について、平成31年4月1日付で行政財産の用途廃止を行い、普通財産とする手続きを行った以降、長への引継ぎをしていませんでした。

また、令和3年3月市議会において、条例の一部改正があり、令和3年4月14日付で公布、施行されたことから、普通財産から行政財産へ変更する手続きを行っておりました。

本来、普通財産は公有財産規則に基づき、総務企画部長が所管すべきであり、普通財産から行政財産への変更は総務企画部長が行うべきこと、また、平成31年4月1日に行政財産の用途廃止を行って普通財産となった時点で、各種法令等に基づき、直ちに総務企画部長へ所管換えをすべきでありました。それについては、教育部が法令等について、間違った解釈をしていたことが原因であり、総務企画部長との間で法令等の解釈や各種手続きにおいても共通理解のうえで進めていくべきものでありました。つきましては、教育部において行った普通財産から行政財産へ用途変更した手続きについては、取消しをしたうえで、正式に公有財産引継書の所管換えの手続きを行っております。

その後、総務企画部長において、行政財産への変更手続きを経たのち、教育部長へ公有財産引継書の所管換えが行われ、これまでの一連の手続きが完了したところです。

次に、2点目、歳出予算が確定されていない中での業務執行について、でございます。与根体育施設の管理費につきましては、3月の段階から財政課と予算流用の件で調整をしてきているものの、結果的に歳出予算が確定されていない中で業務執行をしてしまいました。それについては、担当課として重要案件である与根体育施設の管理費について、実務が伴わない中での思い込みによる業務執行が原因であると認識しています。その思い込みによる業務執行については、令和3年2月12日付の市長から教育長への通知では、与根体育施設は重要異例の案件につき、その管理運用に当たっては事前に協議、調整を行うよう通知しているにも関わらず、教育部において長と異なる解釈により、その他の各種手続きにおいても十分な調整が行われていないことになり、当該与根体育施設の管理費についても調整不足が原因で、結果的に予算が確定されていない中での業務執行につながったものと考えています。

今後の与根体育施設における事務執行については、当該施設が重要異例の案件であることに鑑み、長との間においてはその都度、必要な調整を図りな

がら取り組んでまいりたいと考えております。なお、4月1日から4月14日に実際に執行した分については、市の法律顧問に相談した結果、契約締結前に執行した業務を追認するための条項を契約書に記載することにより、目的が達成されるとの見解が示されましたので、契約書に反映させ、債務を履行したいと考えております。

以上2点の課題となる行政実務が整理できたことを踏まえてですね、業務執行の手続きについては、市長部局との調整において、行政実務の整理ができたことから、改めて予算流用要求書の手続きを行い、予算措置がされましたので、8月16日及び18日にシルバー人材センターと業務契約を締結したところでございます。

そのうち、除草清掃業務については、すでに作業を進めており、管理業務につきましましては、非常事態宣言及び沖縄県の対処方針に沿いながら、施設の正常なサービスを再開していきたいというふうに考えております。

以上が1点目、2点目の説明でございます。次に3点目、補償業務に関する協議への参加について、ということでございます。こちらにつきましましては、与根体育施設の除却等に係る補償業務に関する協議への参加について、でございます。こちらにつきましましては、市長部局としては、与根体育施設に関し、重要異例の案件と位置付けており、この補償費についても、組合から提示された際には、市街地整備課が窓口となって関係部署である生涯学習振興課と防災管財課等ともしっかり協議を行いながら、全体的にそぐわないように対応していくことの方針が示されております。

一方、前教育長からは、豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例廃止案に関する調査特別委員会の場において、「適正な補償交渉ができない状況の中で、教育委員会は補償業務に参加しない。」との発言があり、教育委員会としては、協議へ不参加とする意向を示していました。

しかしながら、新教育長としましては、与根体育施設を管理運営している市長の補助執行の立場及び与根西部地区の市道整備を含めた区画整理事業の推進に協力していかなければならないことから、市政運営に支障のないよう取り組んでいきたいと考えておりますので、今後は、関係3課による与根体育施設の除却等にかかる補償業務に関する協議へ参加し、教育委員会として補助執行に関する規則に基づき、取り組んでいきます、ということの、文書でもって、市長宛てへ8月23日付で報告しているものでございます。以上の説明になります。

市長

ありがとうございました。それではただ今の報告、一括して3件、報告が

ありましたが、その内容について御意見、御質問等ありましたら各委員の皆さん、よろしくお願ひします。それでは下條委員、お願ひします。

#### 下條委員

両方なんですけど、6月の定例会において、管理費の流用についての問題が取り沙汰されたと思うんですけど、その時に私は4月の議事録を読みまして、この内容については、「思い込みによるものではないか。」という御指摘をさせていただいたところ、「それはそうではない。」ということで、教育長と、あと課内の担当の方からの御説明をいただいて、一部職員の責任みたいな発言がありました。別の部署の方の責任によるものみたいな御発言がありまして、今になって思い込みよるものだったということで、すごく失礼ではなかったのかなということと、あと法律ですね、法律は、法令等の理解不足ということで今、御説明ありましたけれども、やはり、ある出来事みんな違う意見をお持ちなので、それはやはり法令等に準じて行っていたかかないと、市民の税金でありますものですから、そちらの方はやはりリスクマネジメント上でもすごく大切なことだと思うので、今後はそのようなことがないようにお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

#### 市長

ありがとうございました。その他何かございますか？

#### 大城委員

私も、課長が、今説明あったように、今後は、これまで、いろいろ問題があったのを整理して、予算等も執行されていくということで考えていいんですかね？

#### 生涯学習振興課長

はい、今後とも市長部局とも協議調整を行いながら、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

#### 市長

はい、それでは、宮城委員、お願ひします。

#### 宮城委員

意見ということにはならないかと思ひはするんですが、今の説明を聞いて、様々な、これまでの不備といいますかね、理解できなかった部分も全部

含めて、先程下條委員も言っていたように、法令の部分であるとか、あるいは、いかに連携が必要かという、この部分をすごく感じました。思い込みとかいう表現もあったんですが、やはり何かをするには、順序を踏んで、何をどのようにして、何が成立していくかっていうところの共通の理解の場、あるいは話合いの場というのはとても大事なんだなということを感じています。そういうことを含めて、今度の報告にあったように、段階を踏んで、いろんな部局との調整もしながら、管理費が組めたということに対しては、すごく良かったなというふうに思っています。以後、やはり、風通しの良いというか、きちんと連携の取れた行政というか、そういうものであって欲しいなということも含めて、終わります。以上です。

市長

ありがとうございます。その他ございますか？よろしいでしょうか。それでは各委員からの質疑もある程度落ち着きましたので、この会議での今回議事、報告は以上です。その他、何か、今回、第1回目の総合教育会議になりますが、何か情報共有しておきたいものとか、事務局の方から何か、連絡等がもしございましたら。よろしいですか、特にございませんか。それでは特にないようですので、会議は以上となります。今回は令和3年度第1回豊見城市総合教育会議をこれにて閉会したいと思います。お疲れ様でした。